

○津幡町商工業の振興促進に関する条例施行規則

昭和62年6月22日

規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、津幡町商工業の振興促進に関する条例（昭和62年津幡町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 条例第2条第1号に規定する町長が別に定める業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による大分類に基づく次の業種とする。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業
- (3) 運輸業、郵便業（物流施設の設置に限る。）
- (4) 卸売業、小売業（物流施設の設置に限る。）
- (5) 学術研究、専門・技術サービス業
- (6) 宿泊業、飲食サービス業のうち宿泊業（町長が別に定める一定以上のコンベンション機能を有する施設の設置に限るものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する事業の用に供する施設に係るものを除く。）
- (7) サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業
- (8) 農業、林業（自然環境に影響されず継続的に植物の生産を行うものに限る。）

(特定地区の認定)

第3条 条例第2条第6号に規定する町長が特に認める地区とは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 国、県の計画に支障がないもの
- (2) 都市計画（土地利用計画）に支障がないもの
- (3) 農業振興計画に支障がないもの
- (4) 立地に伴い公害の発生防止について適正な措置がなされているもの
- (5) その他本町が施行する事業に支障がないもの

(助成金に係る事業所等)

第4条 条例第3条第1項第1号に規定する町長が別に定める基準に該当する事業所等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第3条第1項第2号に規定する町長が指定する事業（以下「指定事業」という。）及び町長が別に定める経費（以下「指定経費」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

（助成金の額）

第5条 条例第3条の規定により交付する助成金の額及び限度額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 助成金の額が3,000万円を超える場合は、交付を決定した年度から起算して3年を限度に分割して交付することができる。この場合において、各年度における分割の割合は、町長が別に定める。

（助成金の交付申請）

第6条 条例第4条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認めた書類を添えて申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 町長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（調査）

第8条 町長は、必要に応じ事業の関係者の説明を求め又は調査することができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月22日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月13日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月20日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月21日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月10日規則第14号）

この規則は、津幡町商工業の振興促進に関する条例の一部を改正する条例（平成26年津幡町条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年3月14日規則第3号）

この規則は、津幡町商工業の振興促進に関する条例の一部を改正する条例（平成30年津幡町条例第4号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

区分		新設		増設	移設
		本社機能を本町に移転するもの	左記以外のもの	—	—
交付要件	土地の取得	1,000m ² 以上	1,500m ² 以上	新たに土地を取得する場合は、500m ² 以上	1,000m ² 以上
	事業所等の建物を建築	床面積が300m ² 以上	床面積が500m ² 以上	床面積が300m ² 以上	床面積が300m ² 以上
	常時雇用従業員数	操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上	操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が10人以上	増設分の操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上	移設後1年以内に常時雇用従業員として町民を3人以上新規雇用
	操業開始時期	事業所等を設置する目的で取得した土地の取得後6年以内に操業を開始したものを。ただし、同一敷地内での増設の場合を除く。			
助成対象投資	土地	土地の取得及び造成に要した経費（以下「土地取得経費」という。）			
	建築	事業所等の建物の建築に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認められた経費（以下「建築取得経費」という。）			

額	取得財産等	事業所等の設置に伴い取得した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間が5年以上のもので、操業後3か月以内に取得したものに限る。）の取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費（以下「財産取得経費」という。）	
		次の合計額とする。ただし、第2条第3号及び第4号に規定する物流施設の場合にあっては、次に定める額及びその限度額の2分の1とする。	
助成金の額及びその限度額	土地助成金	土地取得経費の15%以内に対応する額 限度額1億円	土地取得経費の10%以内に相当する額 限度額1億円
	建築助成金	建築取得経費の15%以内に対応する額 限度額1億円	建築取得経費の10%以内に相当する額 限度額1億円
	取得財産等助成金	財産取得経費の15%以内に対応する額 限度額5,000万円	財産取得経費の10%以内に相当する額 限度額5,000万円
	特別限度額	投資額のうち建築取得経費が20億円を超え、かつ、土地購入の日から操業後1年を経過する日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の町民を新規雇用するもので、町長が特に認める場合に限り、建築助成金は、2億円を限度とする。 （1） 事業所等を新設し、本社機能を本町に移転するもの 5人以上 （2） 事業所等を新設するもの（前号に規定するものを除く。） 10人以上 （3） 事業所等を増設するもの 5人以上	

備考

- 1 本社機能とは、意思決定を行う機能及び企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能をいう。

2 建築取得経費には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経費を含むものとする。

(1) 本社機能の移転による新設の場合 移転に係る費用

(2) 事業所等を増設する場合 壁等の解体費用

別表第2（第4条、第5条関係）

指定事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第2号ロ及び第3号に掲げる事業
指定経費	(1) 土地の取得に要した経費 (2) 建物（構築物を含む。）の建設に要した経費 (3) 設備の設置に要した経費
助成金の額及びその限度額	指定経費の10%に相当する額以内の額とし、その額は、2,000万円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 所在地
名称
代表者

印

助成金交付申請書

津幡町商工業の振興促進に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

所在地				
名称				
事業の種類				
操業年月日				
区分	面積（㎡）	取得年月日	取得金額（千円）	備考
土地				
建築				
取得財産等				
計				
常時雇用する従業員の数	人			

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

津幡町長 印

助成金交付決定通知書

年 月 日申請のあった助成金交付について、次のとおり交付することに決定したので、津幡町商工業の振興促進に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

事業名	
交付決定額	千円
内 訳	①土地助成金 千円
	②建築助成金 千円
	③取得財産等助成金 千円

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）